

東京都交通局図書類取扱要綱

平成3年3月31日

2交総第1461号

一部改正 平成7年5月12日 7交総第87号

一部改正 平成16年4月1日 16交総第8号

(趣旨)

第1条 東京都交通局における図書類の購入、整理保管、廃棄その他の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、「図書類」とは、事業の用若しくは職務の参考に供し、又は職員の共用に資する書籍、官報、公報、新聞、雑誌、地図、写真、パンフレット、絵画、楽譜、レコード、録音テープ、映画フィルム及びビデオテープ並びにこれらに準ずるものをいう。

(購入部所)

第3条 図書類の購入は、各部において行う。ただし、局全般において必要とするもの、まとめて購入する必要があるものその他特に指定するものについては、総務部において行う。

(購入方針等)

第4条 図書類の購入に当たっては、目的に適したものを選択し、購入後は、適切に整理保管し、その十分な活用を図るものとする。

(目録)

第5条 購入した図書類(移管を受けた図書類、寄贈を受けた図書類及び製作した図書類を含む。)については、図書類目録(以下「目録」という。)を作成する。ただし、新聞その他特に指定するものについては、この限りでない。

2 目録は、当該図書類を保管する部において作成する。

3 各部は、目録の写しを、定期的に総務部に送付するものとする。

(製作した図書類)

第6条 図書類を製作した場合、各部は、当該図書類を2部総務部に送付しなければならない。

(移管及び廃棄)

第7条 図書類の移管及び廃棄は、各部において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものを除くほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、総務部長が定める。

附 則(平成3年 2交総第1461号)

この要綱は、平成3年3月31日から施行する。

附 則(平成7年 7交総第87号)

この要綱は、平成7年5月12日から施行する。

附 則(平成16年16交総第8号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。